

重要

古物商・古物市場主すべての方が対象です

主たる営業所等の届出はお済みですか？  
古物営業を営む皆様は今一度ご確認を！

今月 **3月31日**までに「主たる営業所等届出書」を提出しなければ、**許可が失効**します！

### 対象となる方

現在、古物商・古物市場主の許可を有している方で、令和2年4月1日以降も、引き続き古物営業を営む方

注意

このような場合も届出が必要となります。

- 個人事業主で、自宅で営業している。
- 営業所・古物市場が1つしかない。
- 1つの県内にしか営業所・古物市場がない。

**3月31日**までに必ず届け出てください。

ご不明点や手続についてのご相談等ありましたら、  
**必ず3月31日までに**警察署や三重県警察本部生活安全企画課にご相談ください。

※ 代理人による届出も可能です  
(委任状が必要となります。届出先の警察署にご相談ください。)



【提出する書類】  
「主たる営業所等届出書」



【提出先】  
主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署